

日本学術会議の運営に関する内規

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号。以下「会則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第 2 章 役員会

(議案の提出)

第 2 条 役員会への議案の提出者は、次のとおりとする。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 部長

(4) 会則第 5 5 条第 1 項に規定する委員会（以下単に「委員会」という。）の委員長

(5) 発議者を含めた 5 人以上の会員

2 議案の提出は、会長、副会長並びに議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。

3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。

4 議案の提出者は、役員会開催の 1 4 日前までに議長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

5 議長は、前項に基づき提出された議案を役員会に付議する。

(報告の手續)

第 3 条 役員会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として役員会開催の 7 日前までに議長に案件の内容を提出することとする。

2 役員会は、必要と認めるときは、報告者を役員会に出席させ、説明を求めることができる。

第 3 章 委員会

(委員会の委員)

第 4 条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委

員会の委員長は、会員でなければならない。

(課題別委員会の設置)

第5条 課題別委員会は、役員会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、当該期の末日を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式その他課題別委員会に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

(委員会の委員の決定の手続)

第6条 分野別委員会の委員の決定の手続は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の候補者を別紙様式1により役員会に推薦するよう、各部に依頼する。
- (2) 各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を役員会に推薦する。
- (3) 役員会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に報告する。
- (4) 会長は、前号の報告に基づき、委員に決定する。
- 2 分野別委員会を除く委員会の委員の決定の手続は、役員会が別に委員会を構成する者を定める場合にはそれに従い、その他の場合には次のとおりとする。
 - (1) 会長は、委員の候補者の推薦を副会長及び各部に依頼する。
 - (2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を会長に推薦する。ただし、役員会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う（以下この条において同じ。）。
 - (3) 前号の規定による副会長及び各部の推薦とは別に、会長は、必要に応じ、会員及び連携会員に対して委員の候補者の募集を実施することができる。
 - (4) 会長は、第2号の規定による副会長及び各部の推薦、前号の規定による募集の結果及び役員会が別に定めるところにより会長が委員会を構成する者を指名することとされている場合における選定の結果を踏まえ、委員の候補者を役員会に推薦する。
 - (5) 役員会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に報告する。
 - (6) 会長は、前号の報告に基づき、委員に決定する。
- 3 委員会の委員を追加する場合においては、第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会は、追加する委員の推薦を各部（前項の委員会の場合は副会長及び各部）に依頼し、又は自ら役員会に委員の推薦を行うことができることとする。

第4章 分科会、小分科会及び小委員会

(合同分科会の設置)

第7条 分科会は、複数の分野別委員会及び国際委員会により共同して置かれることを妨げない。

(分科会の構成員)

第8条 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(部が直接統括する分科会の設置及び構成員)

第9条 各部は、部がつかさどる分野内において共同して取り組むことが適当な課題を審議する場合には、部が直接統括する分科会を置くことができる。

2 前項により置かれる分科会の構成員には連携会員を含めることができる。

(小分科会の設置及び構成員)

第10条 科学者委員会、社会活動・広報委員会及び国際委員会に置かれる分科会に、別に役員会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(小委員会の設置及び構成員)

第11条 委員会又は部に置かれる分科会に、別に役員会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(分科会等の設置提案)

第12条 委員会又は部が分科会、小分科会又は小委員会(以下「分科会等」という。)を設置しようとするときは、別紙様式2により役員会に提案し、承認を得なければならない。

(分科会等の委員)

第13条 分科会等の委員は、会長が決定する。

2 分科会等の委員の決定の手続は、次項に掲げる場合を除き、次のとおりとする。

(1) 分科会が置かれる委員会(小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会)は、委員の候補者を別紙様式1により会長に推薦するよう、各部(分野別委員会を除く委員会の場合は副会長及び各部。以下この条において同じ。)に依頼する。

(2) 各部は、前号の依頼を受け、委員の候補者を会長に推薦する。

(3) 会長は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、決定する。

3 会則第43条第2項に基づき委嘱される連携会員(以下「連携会員(特任)」という。)の候補者を分科会等の委員として推薦する場合は、各部は、役員会が別に定める連携会員(特任)の推薦の手続と併せて、会長に委員の候補者を推薦するこ

ととする。会長は、分科会等の委員として連携会員（特任）に任命した者を、当該委員に決定する。

- 4 分科会等の委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任することとする。

（分科会等の長）

第14条 分科会等の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

（分科会等の招集）

第15条 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、その分科会等が置かれる委員会の長が招集する。

（分科会等における議決方法の特例）

第16条 分科会等においては、会則第4条第2項の規定にかかわらず、分科会等の長が各委員の賛否を確認した上で、分科会等の議決をすることができる。

第5章 会議

（定足数の除外）

第17条 会則第4条第1項に基づく部会、連合部会、委員会及び分科会等の定足数については、海外赴任者（海外に居所を有し、現に海外に在る者）、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

（役員会における定足数の特別の定め）

第18条 会則第4条第1項に基づく役員会の定足数については、各部から1人以上の構成員の出席がなければならない。

（メール審議の実施）

第19条 会則第2条第1項に規定する学術会議の会議体（「以下「会議体」という。）が会則第6条第1項に基づき行う審議及び議決（以下「メール審議」という。）は、電子メールその他の電磁的方法（以下「電子メール等」という。）によって行う事前の意見交換及び質疑応答（以下「意見交換等」という。）並びに議決（以下「メール議決」という。）とで構成する。

- 2 メール審議は、原則として、少なくとも次の各号に掲げるとおり、意見交換等及びメール議決の期間（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。）を設けるとともに、それぞれの終了日時を明示して行わなければならない。

（1）総会 意見交換等に5日間、メール議決に3日間

(2) 前号以外の会議体 意見交換等に3日間、メール議決に2日間

- 3 前項第2号において、対象の議案についてメール審議の前に構成員による意見交換を行っている場合で、議長が認めるときは、意見交換等の期間を短縮又は省略することができる。
- 4 事務局担当者は、議長の指示に基づき、メール審議の事務に当たる。
- 5 意見交換等の期間中、議長は、必要に応じて補足説明並びに議案及び審議方法の修正を行う。
- 6 メール議決において、事務局担当者は議決開始の旨を電子メール等により会議体の構成員に連絡し、各構成員は、賛成、反対、保留のいずれかを事務局担当者に回答する。回答には、理由やコメント等は付さないこととする。
- 7 構成員が前項の回答を意見交換の期間中に行い、メール議決の期間中に再度回答を行わなかった場合は、当該構成員が意見交換の期間中に行った回答を正式な回答とみなす。
- 8 メール議決の終了日時までに構成員の2分の1以上の回答があったことをもって、メール審議は成立する。なお、メール議決の終了日時より前に全ての構成員から回答があった場合は、その時点でメール審議を終了する。
- 9 メール議決は、各会議体における議決の定めに従って決する。
- 10 議長は、賛成、反対、保留それぞれの回答の人数及び議決結果を、速やかに構成員に報告する。

(議事要旨)

- 第20条 各会議体（総会においては、メール審議を行った場合に限る。以下この条において同じ。）の議長（議長が指名した者を含む。）は、各会議体を開催したときは、議事要旨を作成する。
- 2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載する。
 - 3 議長は、別に定める場合を除き、会議体において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。
 - 4 会則第54条及び第58条並びに第16条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、議事要旨の作成、公開等に関し必要な事項は役員会が別に定める。

(傍聴者の遵守事項)

- 第21条 各会議体（総会を除く。）の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（令和8年日本学術会議規則第2号）第2条から第10条までの規定を準用する。

(役員会への報告)

- 第22条 各会議体（総会及び役員会を除く。以下この条において同じ。）の長は、各会議体を開催したときは、当該会議体における議題を役員会に報告する。

第5章 雑則

(総会の議案の様式)

第23条 会則第10条第7項に規定する総会における議案の提出資料の様式は、別紙様式3とする。

(組織等の英訳)

第24条 学術会議の組織、役職等の英訳は別表のとおりとする。

附 則

この内規は、決定の日から施行する。

別表（第24条関係）

組織・役職等（和文）	英 訳
日本学術会議	Science Council of Japan
会員	Member
連携会員	Associate Member
連携会員（特任）	Designated Associate Member
会長	President
副会長	Vice President
会長特別補佐	Special Advisor to the President
科学者間の連携担当副会長	Vice President for Scientific Community Relations
意思の表出担当副会長	Vice President for Scientific Advice
政府、社会及び国民等との関係担当副会長	Vice President for Liaison with Government, Society and the Public
国際担当副会長	Vice President for International Affairs
組織運営担当副会長	Vice President for Organizational Management
第一部	Section I
第二部	Section II
第三部	Section III
部長	Chairperson of Section●
副部長	Vice Chairperson of Section●
幹事	Section Secretary
総会	General Assembly
役員会	Executive Board
部会	Section Meeting
連合部会	Joint Section Meeting
会員候補者選定委員会	Membership Nomination Committee
選定助言委員会	Nomination Advisory Committee
運営助言委員会	Governance Advisory Committee
機能別委員会	Administrative Committee
企画委員会	Committee on Strategic Planning
科学者委員会	Committee on the Scientific Community
国際委員会	Committee on International Affairs
財務委員会	Committee on Finance
社会連携・広報委員会	Committee on Public Engagement and Communications
意思の表出対応委員会	Committee on Scientific Advice
中期的な活動計画・年度計画委員会	Committee on Medium-Term and Annual Planning

自己点検評価委員会	Committee on Self-Assessment and Evaluation
会長候補者選考委員会	Committee on Presidential Nomination
分野別委員会	Disciplinary Area committees
言語・文学委員会	Committee on Language and Literature
哲学委員会	Committee on Philosophy
心理学・教育学委員会	Committee on Psychology and Education Studies
社会学委員会	Committee on Sociology
史学委員会	Committee on History
地域研究委員会	Committee on Area Studies
法学委員会	Committee on Law
政治学委員会	Committee on Political Science
経済学委員会	Committee on Economics
経営学委員会	Committee on Management and Business Studies
基礎生物学委員会	Committees on Basic Biology
統合生物学委員会	Committee on Integrative Biology
農学委員会	Committee on Agricultural Science
食料科学委員会	Committee on Food Science
基礎医学委員会	Committee on Basic Medical Sciences
臨床医学委員会	Committee on Clinical Medicine
健康・生活科学委員会	Committee on Health and Human Life Sciences
歯学委員会	Committee on Dentistry
薬学委員会	Committee on Pharmaceutical Sciences
環境学委員会	Committee on Environmental Studies
数理科学委員会	Committee on Mathematical Science
物理学委員会	Committee on Physics
地球惑星科学委員会	Committee on Earth and Planetary Science
情報学委員会	Committee on Informatics
化学委員会	Committee on Chemistry
総合工学委員会	Committee on Comprehensive Synthetic Engineering
機械工学委員会	Committee on Mechanical Engineering
電気電子工学委員会	Committee on Electrical and Electronic Engineering
土木工学・建築学委員会	Committee on Civil Engineering and Architecture
材料工学委員会	Committee on Materials Engineering
課題別委員会	Issue-oriented Committees
委員会	Committee (on ●●●)
分科会	Subcommittee (on ●●●)
小分科会	Working Subcommittee (on ●●●)

小委員会	Working Group (on ●●)
連絡会議	Liaison Committee
委員長	Chair of Committee on ●●
副委員長	Vice-Chair of Committee on ●●
(委員会) 幹事	Committee Secretary
地区会議	Regional Conference
若手アカデミー	Young Academy
協力学術研究団体	Cooperating Academic Organizations
事務局	Secretariat
事務局長	Secretary-General
事務局次長	Deputy Secretary-General
部長	Director General
課長	Director
係長/専門職	Unit Chief
係員/専門職付	Staff Member
運営企画部	Strategy and Operations Department
運営企画課	Strategy and Operations Division
会員選考課	Membership Selection Division
広報・渉外部	Communications and External Relations Department
広報課	Communications Division
渉外課	External Relations Division
情報システム課	Information Systems Division
管理部	Administration Department
総務課	General Affairs Division
財務・経理課	Finance and Accounting Division
審議部	Scientific Affairs Department
審議総括課	Scientific Coordination Division
審議審査課	Review Division
審議運営課	Committee Operations Division
国際部	International Affairs Department
国際企画課	International Planning Division
国際連携課	International Relations Division

別紙様式 1（第 6 条及び第 1 3 条関係）

日本学術会議会長

〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

（委員会・分科会等名称）の委員として、下表のとおり、候補者を推薦します。

（委員会・分科会等の名称）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考

* 備考欄には「第〇部会員」「連携会員」「連携会員（特任）」の区分を記入するとともに、「連携会員（特任）」の場合には、「連携会員（特任）選考要領」（令和 8 年 1 0 月 2 日第 1 回役員会決定）に定める様式を添付する。

別紙様式3（第23条関係）

提 案

年 月 日

件 名

1 提 案 者 ○○ ○○

2 議 案

3 提案理由